

児童手当の制度改正による手続き

	世帯の状況	必要な書類	窓口へ提出してもらうもの
手続き①	・ 高校生年代の子のみを養育している ・ 所得が上限額を超過したことにより児童手当等を受給していない	①児童手当新規認定請求書 ②監護相当・生計費の負担についての確認書 ※②については、養育している子どもが3人以上いる場合で、大学生年代の子に必要となります。	①請求者本人の預金通帳、キャッシュカード等、児童手当の振込先が分かるものの写し ②請求者本人の健康保険証の写し ※国民健康保険以外で、3歳未満の児童を養育している場合 ③マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写し等、請求者本人、配偶者及び子のマイナンバーがわかるもの
手続き②	・ 現在、児童手当を受給しており、算定児童に登録されていない高校生年代以下の子どもがいる	①児童手当額改定請求書	①マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写し等、請求者本人、配偶者および子のマイナンバーがわかるもの
手続き③	・ 現在、児童手当を受給しており、算定児童に登録されていない高校生年代以下の子どもがおり、大学生年代の子を含めると3人以上の子がいる	①児童手当額改定請求書 ②監護相当・生計費の負担についての確認書 ※②については、手続き①をご参考ください。	①マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写し等、請求者本人、配偶者および子のマイナンバーがわかるもの
共通の手続き	・ 手続き①～③で申請者と子どもの住民票上、別居している	①別居監護申立書	①別居している子どものマイナンバーがわかるもの ※申立書に記載のある場合、マイナンバーの写し等は不要です。

〔留意事項〕

- 1 所得審査の結果、「消滅通知書」が届いた方は、10月以降の児童手当を受給するため、改めて申請が必要です。
- 2 原則、父母のうち、所得が高い方が申請してください。
- 3 父母のうち、所得が高い方が公務員の場合は、勤務先にお問い合わせください。
- 4 申請者（受給者）が市外にいる場合は、お住まいの自治体にお問い合わせください。
- 5 子どもが3人以上いる場合に、必ずしも「第3子以降」として算定されるわけではありません。
→大学生世代の子を多子加算の算定に含める場合、親等が監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護をしていること、生活費の相当部分を負担していることが条件になります。（この2つの要件を満たす必要があります。）